

随意契約理由

令和5年(2023年)5月12日

契約担当課名	こども未来部おやこ保健課
発注担当課名	こども未来部おやこ保健課
契約名称	児童発達支援センター軽自動車(軽貨物)再リース契約
契約内容	児童発達支援センター軽自動車(軽貨物)の再リース契約
契約締結日 及び契約期間	契約期間: 令和5年(2023年)7月1日から 令和7年(2025年)6月30日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	日本カーソリューションズ株式会社
契約金額	332,640円(税込)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p> <p>令和5年(2023年)6月30日に契約期間満了を迎える軽自動車は、車両状態が良好かつ更なる使用にも耐えうる状況である。</p> <p>新規に軽自動車をリースする場合と費用等の面から比較検討した結果、賃貸借契約を更新することが有利と判断し、随意契約を行うものである。</p>